		日号外	ページ
	政令の整備等に関する政令第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令第三十九条の三第三項に規定する予定利率及び予定死亡率の一部を改正する件	八	七
七四	消費生活協同組合法施行規程の一部を改正する件	一二	六
七五	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件	一二 54	一三
七六	職業能力開発促進法施行規則第四十五条の二第二項第九号等の規定に基づき厚生労働大臣が指定する専修学校又は各種学校を定める告示の一部を改正する件	一四 56	一〇
七七	雇用保険法第六十条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準の一部を改正する件	一四 56	一一
七八	国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第九条第四項第一号ロ(1)及び(2)の規定に基づき令和二年度、令和三年度及び令和四年度の全ての都道府県に係る年齢階層に属する被保険者に係る医療費指数算定基礎額の総額及び被保険者の総数として厚生労働大臣が定める額及び数を定める件	一五	四
七九	国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第九条第五項第二号の規定に基づき令和六年度における全ての都道府県に係る被保険者一人当たりの所得額の見込額として厚生労働大臣が定める額を定める件	一五	五
八〇	国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第十条第三項第二号の規定に基づき令和六年度における全ての都道府県に係る被保険者一人当たりの所得額の見込額として厚生労働大臣が定める額を定める件	一五	五
八一	国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第十一条第三項第二号の規定に基づき令和六年度における全ての都道府県に係る介護納付金賦課被保険者一人当たりの所得額の見込額として厚生労働大臣が定める額を定める件	一五	五
八二	食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件	一五 57	一九〇
八三	食品衛生法第十三条第三項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質の一部を改正する件	一五 57	二〇五
八四	介護保険法施行規則第百四十条の六十三の六第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準の全部を改正する件	一五 58	四九
八五	厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法等の一部を改正する告示	一五 58	四九
八六	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示	一五 58	四六六
八七	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示	一五 58	一〇三
八八	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第二十一条第一項第一号の規定に基づき食費等の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額等の一部を改正する告示	一五 58	一〇三
八九	経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針の一部を改正する件	一五 58	一〇五〇
九〇	経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針の一部を改正する件	一五 58	一〇五三
九一	看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文に基づく看護及び介護分野におけるベトナム人看護師等の受入れの実施に関する指針の一部を改正する件	一五 58	一〇五五
九二	組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た物の公表を行う件	一八	五
九三	個人ばく露測定講習規程	一八 60	四四
九四	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八条に規定する責任準備金相当額の算出方法の一部を改正する件	一九 61	二九
九五	児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第三項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度の一部を改正する件	一九 61	二九
九六	理容業の振興指針の全部を改正する件	二一 63	八三
九七	美容業の振興指針の全部を改正する件	二一 63	九二
九八	クリーニング業の振興指針の全部を改正する件	二一 63	一〇一
九九	水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部を改正する件	二一 63	一一〇